

発熱外来・保健所のひっ迫を緩和するための取扱いの変更

対応方針・スケジュール

- 緊急避難的に、**発生届の対象を限定**し、高齢者や入院を要する方等に限って詳細な患者情報を登録する。
- **国に対して速やかに届出**を行い、**8/31に適用の告示を受け、当該限定を開始**する。 ※関係機関と調整済。

国による方針の見直し等

根本的に変わる内容

- ・ **自治体の判断**で、**発生届の対象を限定**することが可能。
※8/25に改正省令施行

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬・酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠している方

実態的に変わらない内容

- ・ 新規陽性者数のカウントは継続。
- ・ 症状が重い患者のための病床確保、軽い患者のための健康フォローアップ。

発生届の限定で想定される課題と対応

- 発生届の限定により、発熱外来において、**入力作業に要する労力を、患者対応に向けられる効果**が期待。
- 一方で、陽性者のうち、**低リスク患者の氏名・療養期間等が把握できない**ため、**以下の見直し**を実施。

見直しが必要な項目	現在の運用	見直し後の対応
①容態悪化時の受診・入院の調整 (自宅療養者の0.1%未満(1日))	発生届の患者情報(基礎疾患等)を基に、入院・宿泊療養先を調整。	発生届がなくとも、 医療機関と情報を共有 し、受診・入院先を調整。
②宿泊療養を希望する方の調整 (高齢家族がいる等)		申し出 により、宿泊療養先を調整。 (受診した医療機関や日時等を確認)
③自宅療養者の健康観察	健康フォローアップ窓口の連絡先を案内し、マイハースでも確認。	健康フォローアップの連絡先を案内 し、容態悪化時の相談に 24時間対応 。
④自宅療養者の生活(食糧)支援	発生届と氏名住所等を突合し発送。	平時からの備えをお願いし、 終了 。
⑤療養証明書の発行	ハースから自動発行。	国が廃止の方針であり、本県でも 終了 。 (医療保険への対応は厚労省と金融庁が調整中)